

## 東京都立羽村特別支援学校 学校開放事業運営委員会設置要綱

### 第1 目的

都立学校を広く開放し、都民の学習・文化・スポーツ活動の振興に資するとともに、地域に開かれた学校作りを促進するため、都立学校の教育機能と施設を開放することを目的とする。

### 第2 事業の種類

- 1 都立学校が有する人材・施設設備・教材等の教育機能を開放し、都民に学習機会を提供する都立学校公開講座事業
  - (1) 都立学校公開講座
  - (2) 視覚・聴覚障害者教養講座
- 2 都立学校の施設を学習・文化・スポーツ活動等の場として提供し、都民の利用に供する都立学校施設開放事業
  - (1) 障害者のためのプール開放事業

### 第3 事業主体及び実施主体

都立学校開放事業の事業主体は、東京都教育委員会とし、実施主体は、都立学校とする。

### 第4 委員会の設置

都立学校開放事業の円滑な運営を図るため、東京都立羽村特別支援学校開放事業運営委員会を設置する。

### 第5 組織

- 1 運営委員長は、校長とし、東京都教育委員会が委嘱し兼職承認する。
- 2 運営委員は、副校長、経営企画室長、担当教諭 1 名、市教育委員会担当課代表 1 名、PTA 代表 1 名、地域団体代表 1 名とし、委員長が委嘱を行う。

### 第6 任期

委員の任期は、4月1日から当該年度3月31日までの1年間とする。ただし、この期間に委員の交代があった場合は、前任者の残任期間をもって後任者の任期とする。

### 第7 職務

- 1 学校開放事業の全体計画及び調整に関すること。
- 2 地域住民等への広報等に関すること。
- 3 市教育委員会社会教育関係課との連絡・調整に関すること。
- 4 地域住民、団体の意見の聴取に関すること。
- 5 各事業の企画・運営に関すること。

## 第8 開催

必要の都度、開催する。

## 第9 その他

本事業実施にあたっては、東京都教育委員会が発行する「都立学校開放事業運営の手引」によるものとする。

都立学校施設開放事業については、「都立学校活用促進モデル事業実施要綱」のとおり、都立学校活用促進モデル事業にて実施する。

附 則 この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この要項は、令和2年4月1日から施行する。